コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2026 年 11 月 18 日

ユニテックフーズ株式会社
代表取締役社長　大橋 高弘
問合せ先：　管理部　03-3639-2071（代表）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は「素材×技術＝笑顔²」をスローガンに掲げ、企業価値を常に高め、チャレンジし続ける企業で在り続けるために、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底し、株主、取引先、従業員等全てのステークホルダー(利害関係者)から高い信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することを重要な課題と位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コード（2021 年 6 月版）に基づき記載しています。

【補充原則 1-2④ 招集通知の英訳等】および【補充原則 3-1② 英語による情報開示】

現在、当社の株主に占める海外投資家の比率や費用対効果等を勘案し、議決権の電子行使の採用や招集通知等の英訳を実施しておりません。今後、株主構成の変化等に応じて実施を検討いたします。

【補充原則 4-1② 中期経営計画が目標未達である場合の原因分析と反映】

当社は、中期経営計画を策定し、定量的な目標等を設定しておりますが、経営判断の機動性・柔軟性への影響等を考慮し、現在のところ、開示は行っておりません。開示については、上場後、検討してまいります。なお、経営戦略や経営計画については、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」において開示しており、今後は有価証券報告書等で開示してまいります。

【補充原則 4-1③ CEO 等の後継者計画】

当社は、CEO の後継者計画は策定しておりませんが、日々の業務執行を通じて、後継者候補の育成や選抜を行っております。また、CEO の選解任にあたっては、指名報酬委員会の答申を踏まえ、決定いたします。

【補充原則 4-2① 中長期的な業績連動報酬と株式報酬の適切な割合の設定】

当社は、現在のところ、株式報酬は導入しておりません。上場後の導入を予定しており、今後、指名報酬委員会において、導入に向けたスキームや制度設計の検討を進める予定です。

【補充原則 4-2② サステナビリティを巡る課題についての基本方針の策定等】
当社は、現在のところ、サステナビリティ基本方針は策定しておりません。今後、当社のサステナビリティにおけるマテリアリティの特定も踏まえ、策定を検討してまいります。
経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略については、中期経営計画に基づき、取締役会にて監督を行っております。

【原則 4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、現在のところ、女性取締役は選任しておりませんが、性別・国籍等にかかわらず、最適な人物を取締役として選任する方針としております。将来の取締役の人材プールとなる管理職における現状の女性比率は 30%弱であり、今後、外部人材も含め適任者がいれば、選任いたします。なお、監査役には、財務・会計に関する十分な知見を有する者を選任しております。
また、現在のところ、取締役会実効性評価は実施しておりませんが、独立社外取締役の選任による監督機能の強化など、取締役会の実効性の向上を図っております。

【補充原則 4-11① 取締役会の構成についての考え方等】
当社は、各事業に精通した社内取締役と、会社経営・法律・財務会計・食品科学などの高度な知識や豊富な実績・経験を有する社外取締役を選任し、取締役会全体として、知識・経験・能力をバランス良く備えた多様性のある者で構成することとしております。規模については、意思決定の機動性も踏まえ、定款において 8 名以内とすることとしております。
当社の取締役会は、全体として知識・経験・能力のバランスが確保された構成であると考えておりますが、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは作成しておりません。今後、作成し開示することを検討してまいります。

【補充原則 4-11③ 取締役会実効性評価】
当社は、現在のところ、取締役会実効性評価は実施しておりませんが、取締役会においては、多様な視点からの活発な議論がなされており、実効性は確保されているものと判断しております。今後、評価方法や外部機関の起用などを含め、必要に応じて実施を検討してまいります。

【原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】および【補充原則 5-2① 事業ポートフォリオの基本方針や見直し状況の提示】
当社は、中期経営計画を策定し、収益力に関する定量的な目標を設定のうえ、研究開発等の投資計画を作成しておりますが、資本コストを踏まえた資本効率性に関する目標の設定や中期経営計画の開示については、未上場であること等を踏まえ、現在のところ実施しておりません。資本効率性に関する目標設定および中期経営計画の開示については、上場後、検討を行ってまいります。
また、現在のところ、事業ポートフォリオの基本方針は策定しておりません。当社グループは、素材販売事業、ブレンド製剤販売事業、TXC 事業でセグメントは区分されているものの、それぞれのセ

グメントは、顧客の課題を解決するための価値提供手段であると位置づけております。したがって、当社のビジネスは各事業セグメントでそれぞれ独立した顧客層を持ち、個別でビジネスを実施するものではなく、顧客の課題解決のために当社グループが提供できる価値（各事業における商品・サービス）を、各事業として展開しております。現状、事業ポートフォリオの見直しは想定しておらず、マーケットインを基本的な姿勢として、市場軸・顧客軸の課題を先取りし集約を行い、課題解決提案のための商品・技術の拡充、国・業種を超えた販売ドメインへの展開を実施することで、販売領域を拡大していく方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・コード（2021 年 6 月版）に基づき記載しています。

【原則 1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式として、上場株式を保有しておりません。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社は、「関連当事者取引管理規程」に基づき、関連当事者取引については、一定金額の取引を除き、取締役会にて承認を得ることとしております。

また、毎事業年度末時点で取引が継続している関連当事者取引については、当該取引継続の合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性を検討し、新たな事業年度開始後最初に開催する取締役会において、管理担当取締役より報告を受けることとしております。

【補充原則 2-4① 中核人材の多様性の確保等】

（中核人材の登用における考え方および測定可能な目標）

当社は、中核人材の登用や採用において、性別や国籍、採用ルートによる区別は行っておりません。現状の女性管理職比率は 30%弱であり、今後も同水準を維持することを目標としています。なお、外国人・中途採用者については、上記の理由により、目標設定はしておりません。

（人材育成方針及び社内環境整備方針）

人材育成方針として、当社グループが継続的に事業を発展させるためには、専門性のある多様な人材に加え、経営戦略を理解し、組織として価値を創出できるマネジメント人材の獲得、育成を継続的に推進していくことが重要であると考えています。OJT を基本としつつ、外部研修も活用しながら、テクスチャー技術を中核とした専門性の深化と、技術営業・研究開発・品質保証が連携する実務を通じた人材育成を推進しております。これにより、新しい製品・商品・サービスの開発・販売を支える人材の育成に取り組んでまいります。テクスチャー技術に根差した人材育成方針の詳細は、後記【補充原則 3-1③　サステナビリティの取組み等】をご参照ください。

また、社内環境整備方針として、経営の方向性や中長期的な目標の明確化、期待水準の明確化に基づ

いた公平な評価・処遇制度の充実など、従業員が自らの業務と会社の経営方針とのつながりを実感することで主体的に行動し能力を最大限発揮できる環境整備を行い、従業員のエンゲージメント向上に努めております。加えて、多様な人材が中長期的に活躍できるよう、家庭と仕事の両立がしやすい環境整備も行ってまいります。

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金制度を導入しておりません。

【原則 3-1 情報開示の充実】
（ｉ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の経営理念をはじめとした理念体系は、下記ウェブサイトに掲載しております。
https://www.unitecfoods.co.jp/company/philosophy/

経営戦略や経営計画については、「上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）」において開示しており、今後は有価証券報告書等で開示してまいります。

（ⅱ）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「１．基本的な考え方」に記載しております。

（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「Ⅱ-１．取締役報酬関係　報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者については、当社の経営理念を十分に理解し、その役割・責務を果たすために十分な知識と経験ならびに実績を有すること、人格・見識に優れ、高い遵法精神や倫理観を有していることなどを総合的に判断し、指名報酬委員会の審議による答申を経て、決定しております。社外取締役候補者については、企業経営や専門分野における豊富な経験に基づき、客観的な経営の監督や判断、及び当社グループの持続的な成長に対する助言を期待できることなどを総合的に判断しております。
なお、不正又は重大な法令違反等があった場合は、指名報酬委員会の答申を経て、解任することとしております。
監査役候補者については、財務会計・法律等の専門知識を有し、独立の立場から、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行全般を監査し、経営の健全性確保に貢献できることなどを総合的に判断し、監査役会の同意を経て、決定しております。

（ｖ）経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の個々の選解任・指名についての説明

取締役及び監査役候補者の個々の選任理由は、今後、株主総会招集通知にて開示いたします。また、株主総会に解任議案を上程する場合は、同様に、株主総会招集通知にて開示いたします。

【補充原則 3-1③　サステナビリティの取組み等】

（サステナビリティの取組み）

当社グループは社会貢献性の高い事業を営んでいるとの認識のもと、当社グループの事業が広がることが持続可能な社会に貢献することであると考えております。持続可能な社会の実現に貢献する企業として、事業活動と環境配慮の両立に取り組んでおり、地球環境への負荷低減を図りつつ、廃棄物の循環利用を促進し、資源が有効に活用されるモノづくりの実現を目指してまいります。

また、当社グループがステークホルダーから継続的に信頼や評価をいただける経営を実現するためには、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、有効に機能させることが不可欠であると考えております。現在のところ、サステナビリティに関する組織の設置は行っておりませんが、リスクコンプライアンス委員会にて検討を行っており、リスクコンプライアンス委員会で検討された内容のうち重要なものについては、取締役会や社外役員が参加するリスクコンプライアンス報告会においてその内容及び当該課題に対する取組について報告がなされるほか、対応策の検討を行っております。

（人的資本への投資）

当社グループの競争力の源泉は、「技術営業」、「研究開発」、「品質保証」にあると考えており、その基盤となる人的資本を最も重要な経営資源と捉えております。また、人的資本経営においては、従業員が自らの業務と会社の経営方針とのつながりを実感することで主体的に行動し能力を最大限発揮できる環境整備が重要だと考えており、当社は、経営の方向性や中長期的な目標の明確化、期待水準の明確化に基づいた公平な評価・処遇制度の充実などにより、従業員エンゲージメントの向上を図っております。

人材育成は、当社グループの中核技術である「テクスチャー技術」に根差した育成を基本方針としております。テクスチャー技術とは、食品科学をベースとした素材解析技術、素材機能の転用技術、ブレンド技術、食材を分子レベルで研究し、応用する技術の総称であり、当社の付加価値創出の基盤となるものです。

このテクスチャー技術を深く理解し活用できる人材として、

・顧客の技術課題を的確に捉え、最適なソリューション提案を行う「技術営業人材」

・テクスチャー技術を深化させ、応用範囲を拡張する「研究開発人材」

・国内食品メーカーの厳格な品質基準を踏まえ、品質の信頼性を支える「品質保証人材」

の育成を目指しております。

これらの人材育成は、食品メーカーの研究開発担当者および品質保証担当者が抱える高度かつ多様な技術課題に対し、技術営業・研究開発・品質保証の各部門が三位一体となって向き合い、課題解決を積み重ねる実践の中で実現されるものと考えております。実務を通じた相互連携により、専門性と俯瞰的な視点の双方を備えた人材の育成を図っております。

また、組織間の異動を積極的に促進することで、テクスチャー技術を分野ごとに深化させると同時に、テクスチャー技術の横断的な理解を有する人材を育成できる体制を構築しております。これにより、環境変化や顧客ニーズの高度化にも柔軟に対応できる人材の強化を進めております。

（知的財産への投資）
当社グループでは、会社設立以来、研究開発主導型の企業経営を行い、食品分野を中心にテクスチャー改良剤の開発を実施してまいりました。また、それらの開発で培った技術をベースとして、食品業界に閉じず、各業界において需要のある開発等の研究を継続しております。各素材の販売力はもちろん、技術力（課題解決力・商品開発力）を当社ブランドとして強調して発信していき、技術力の市場認知を向上させ、当社の商品開発コンサルティングブランドの確立並びに付加価値が取れる案件の獲得を促進してまいります。
なお、知的財産については、「知的財産管理規程」に基づき、適切な活用及び保全を行っております。

【補充原則 4-1 ①経営陣に対する委任の範囲】
当社取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法令及び定款に定める事項のほか、重要な業務執行の決定を行っております。
それ以外の業務執行の決定については、「権限規程」に基づき、金額や重要性に応じて、経営陣に委任しております。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の独立性を判断しています。

【補充原則 4-11② 取締役、監査役の兼任状況】
取締役及び監査役の兼任状況については、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」において開示しており、今後は有価証券報告書等で開示してまいります。

【補充原則 4-14② 取締役・監査役のトレーニングの方針】
当社は、取締役・監査役がその役割・責務を果たすために必要な情報や知識の習得・更新の機会を必要に応じて提供しております。なお、外部セミナー参加費用は、当社負担としております。
社外役員の就任時においては、会社概要や事業内容等についての説明を実施しております。また、社外役員が参加する研究開発の現場の見学会や、社外役員と幹部社員との交流の機会を提供するなど、社外役員が事業の理解を深め、実効的な監督機能を発揮するための情報提供の取組みを行っております。
【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
（ｉ） 株主との対話全般について、統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

管理担当取締役が対話を統括いたします。

（ⅱ） 対話を補助する社内のＩＲ担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

管理部および経営統括室が中心として対応を行い、対話の内容に応じて、社内の各部門と必要な連携を行います。

（ⅲ） 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

当社ウェブサイトでの IR 情報の充実を図るほか、必要に応じて、決算説明会等の開催を検討いたします。

（ⅳ） 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

対話結果は、適宜、取締役会に報告を行い、必要な対応を検討いたします。

（ⅴ） 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

内部者取引管理規程を制定し、当該規程に基づき、インサイダー情報の管理を徹底いたします。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示（初回）
英文開示の有無	無し
アップデート日付	―

該当項目に関する説明

当社の資本政策につきましては、資本コストを意識しながら事業を推進することで、収益性の向上を図り、さらに新しい成長分野への投資や株主還元の強化を進めることで、持続的な成長を実現させ企業価値の向上を目指すこととしております。具体的には、以下の施策を推進いたします。

（資本コストの把握）

定期的に自社の資本コストを算定・把握し、各事業の収益性の分析を行っております。これに基づき、資本効率を意識した経営判断を行い、事業セグメントにおける採算性の促進を図っております。

（資本政策の高度化）

自己資本比率や ROE などの資本効率指標を経営指標として設定し、持続的な企業価値向上を目指しております。

（ＩＲ開示の充実）

資本市場との対話を重視し、資本コストや株価に関する情報を含め、経営方針、事業戦略、財務状況等を適切に開示いたします。株主・投資家との建設的な対話を通じ、当社の事業理解深化と適切な企業価値評価の実現につなげていきます。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
フジ日本株式会社	6,000,000	100.00

支配株主（親会社を除く）名	―

親会社名	フジ日本株式会社
親会社の上場取引所	東京

補足説明

大株主の状況は、2026 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づき記載しております。

３．企業属性

上場予定市場区分	スタンダード市場
決算期	３月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、フジ日本株式会社の連結子会社であり、同社は 2026 年 3 月末現在、当社株式の議決権等の所有割合で 100%を保有しております。当社とフジ日本株式会社は、砂糖及び機能性素材イヌリンの仕入取引等があり、これらの取引は、当社の関連当事者取引管理規程に従い、事前に取締役会で承認を得た上で実施しています。また、実際の取引価格につきましては一般の取引価格と同様、市場価格を勘案し決定しており、当社及び当社の少数株主の利益を害することのない取引を行っています。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、フジ日本株式会社の連結子会社であり、同社は 2026 年 3 月末現在、当社株式の議決権等の所有割合で 100%を保有しております。 （1）少数株主保護の観点から必要な親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等 「４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおりです。

（2）親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針

親会社であるフジ日本株式会社は、「食を科学し世界をパワフルに」のパーパスを掲げ、砂糖をメインとして機能性食品イヌリン、デンプンに関するビジネスを展開しています。当社と親会社との間に競合する事業はなく、グループ会社の経営としては各社が独自で企業価値向上を図りながらフジ日本グループの企業価値の向上を目指しています。また、当社の上場を維持することは、当社の販売力の向上やテクスチャー・ソリューション技術の発展の観点から必要であり、フジ日本グループ全体としての企業価値向上にも資すると考えております。

当社は現在、２名の独立社外取締役を選任しており、ガバナンス体制整備に取り組んでおります。

フジ日本株式会社は、少数株主保護の観点から、当社の独立性を尊重しております。

親会社からの役員派遣は１名にとどまっており、また、当社の経営方針及び事業活動等に関しては親会社への事前承認事項はなく、当社独自の基準、判断に基づいて行われております。

（3）親会社等からの事業上の制約の有無

当社と親会社であるフジ日本株式会社との間において、当社の事業活動に関して一定の制約を課す契約等は締結しておりません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	８名
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	６名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	３名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	２名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉山　伸	他の会社の出身者		○									
青江　誠一郎	学者											

江川　嗣政	他の会社の出身者											

※1　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山　伸		当社の親会社であるフジ日本㈱の執行役員事業推進部部長の役職にあります。当社とフジ日本㈱の間には商品供給等の取引があります。	親会社フジ日本㈱においてこれまで培ってきたビジネス経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
青江　誠一郎	○	―	食品科学および栄養学に関する学術的知見と豊富な研究経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるお

			それのない独立した立場にあると判断し、独立役員に指定しております。
江川　嗣政	○	―	これまで培ってきたビジネス経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場にあると判断し、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
3	0	1	2	0	0	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役の指名及び報酬に関して、取締役会の諮問機関として任意の指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会においては、手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、ガバナンスの充実を図ることを目的として、独立社外取締役で過半数の委員を構成しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	４名
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的に、会計監査人から監査役会に監査の実施状況について報告がなされ、意見交換をしております。また、独立した内部統制に関する組織として内部統制委員会が設置されており、当該委員会で選任された内部監査人より、内部統制監査の状況について連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	２名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	２名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安國　忠彦	弁護士													
石川　雄輔	公認会計士													

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安國　忠彦	○	―	弁護士としての専門的な知識・経験等を活かし、独立した立場で監査体制の強化に資することが期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場にあると判断し、独立役員に指定しております。
石川　雄輔	○	―	公認会計士としての企業会計や内部監査に関する豊富な知識・経験等を活かし、独立した立場で監査体制の強化に資することが期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場にあると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	４名

その他独立役員に関する事項

会社法に定める社外性要件及び東京証券取引所が求める独立性基準を勘案し、独立役員を指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

持続的な企業価値の向上、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、業績連動型報酬制度を導入しております。なお、固定報酬と業績連動報酬との構成割合は、おおよそ「固定 70%：業績連動 30%」となります。

ストックオプションの付与対象者	―

該当項目に関する補足説明

―

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬等又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会にて決議された報酬等の限度額内で、業績と個人の職務執行状況等を総合的に勘案しております。なお、当社の取締役の報酬限度額は 2026 年 6 月 17 日開催の定時株主総会において年額 120,000 千円以内と決議しております。 当社の取締役報酬（社外取締役を除く）は、今後の持続的な企業価値向上を牽引する人材の継続的な確保及び個々の取締役の職務執行に対する意欲の一層の向上を図るための水準とすることを基本方針としております。具体的には職責に応じた固定報酬と業績を踏まえた業績連動報酬により構成されております。取締役の個人別の報酬は、独立役員である社外取締役を過半数とした指名報酬委員会に諮問して答申を得たのち、取締役会にて当該方針を踏まえて審議決定しております。なお、個人別の報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が具体的な内容について委任を受ける

ことができるものとし、代表取締役社長は、指名報酬委員会の答申及び取締役会の審議内容を尊重したうえで、受任した権限の範囲においてこれを行使しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員には、管理部が取締役会資料の事前配布や、必要に応じて事前の質疑応答を実施しております。なお、社外監査役には、常勤監査役より業務執行状況の報告を実施しております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(ⅰ)取締役会

取締役会は、社内取締役３名と社外取締役３名の計６名で構成され、経営上の重要事項に関する意思決定と業務執行の監査・監督を行っております。なお、取締役会は原則として月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、ここには全ての監査役が出席し、取締役の業務執行状況を監視できる体制となっております。

主な報告事項は以下のとおりです。

・営業報告・月次決算・資金繰り状況・在庫繰り状況・生産状況・クレーム対応

(ⅱ)監査役会

監査役会は、常勤監査役１名と社外監査役２名で構成されており、原則として月１回開催し、監査計画の策定及び監査実施結果の報告等を行っております。さらに、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部統制委員会（内部監査人）及び会計監査人と会議を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

(ⅲ)経営会議

取締役社長を議長として常勤取締役、常勤監査役、執行役員、部長にて構成される経営会議を設置しております。経営会議は、毎月２回の定例開催の他、必要に応じて臨時に開催し、取締役会の委嘱事項及びその他経営上の課題に関し、審議または決定を行っております。経営会議では、業務執行を担当する執行役員又は部長が業務執行の状況を適時に報告して参加者が審議することにより、 業務執行の実情に即した迅速かつ的確な意思決定を確保しております。

(ⅳ)内部統制委員会

取締役社長直轄の委員会として内部統制委員会を設置し、内部監査人２名が業務の有効性及び効率性を担保すること等を目的として、内部監査計画に基づいて内部監査を実施しております。内部統制委員会は、当社グループ全部門を対象に監査を行い、結果について取締役会及び監査役会に報告するとともに、被監査部門へフィードバックを行い、業務の適正性の確保に努めております。また、重要な指摘事項がある場合には、是正指示を行い、その改善状況について報告を受け、必要に応じて

フォローアップ監査を実施しております。さらに、常勤監査役（監査役会）及び会計監査人と随時意見交換を行い、三様監査での連携強化を図るとともに、監査役及び会計監査人による監査の実効性に寄与しております。

（ｖ）リスクコンプライアンス委員会
コンプライアンス活動及びリスク管理に必要な情報の共有を図るため、リスクコンプライアンス委員会を設置しております。リスクコンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長として、選出された営業・開発等各メンバー5 名で構成され、常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。原則として月１回開催し、事業活動におけるリスクの適切な管理および法令遵守等に関する重要事項の報告・協議・意思決定を行い、経営含む事業活動のコンプライアンス課題の改善および管理機能の向上を図っております。

（vi）リスクコンプライアンス報告会
リスクコンプライアンス委員会の活動状況を経営陣へ適切に共有し、監督機能の強化を図るため、リスクコンプライアンス報告会を設置しております。リスクコンプライアンス報告会は四半期に１回の頻度で開催され、コンプライアンス担当役員から社外も含めた取締役および監査役に対して、事業活動におけるリスク管理の状況やコンプライアンスに関する重要事項の報告を行っております。当報告会を通じて、経営層が現場のコンプライアンス課題やリスク状況を適時・的確に把握し、全社的なガバナンス体制の実効性向上に努めております。

（vii）指名報酬委員会
取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能に対し、独立社外取締役の関与を高めることにより、手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とし、報酬等の決定及び選任等の決定の必要に応じて随時開催いたします。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社法上の機関として取締役会および監査役会を設置しており、公正な意思決定及び業務執行にかかる権限・監督機能を高める一方で、取締役会から独立した監査役および監査役会が取締役会の業務執行状況に対する監査機能を担うことで、適切な経営の意思決定と業務執行の実現ならびに組織的な牽制体制の有効性が図られることを目的として、現状の体制を採用しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会の議案に対して、十分な検討時間を確保できるように、適切な監査時間の確保に配慮しつつ、招集通知の早期発送開示に努めていきます。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けることで多数の株主が参加できるように取組みます。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家や海外投資家の保有割合など株主構成を踏まえて、電磁的方法による議決権の行使について、継続的に検討いたします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や海外投資家の保有割合など株主構成を踏まえて、議決権電子行使プラットフォームの利用について、継続的に検討いたします。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家の保有割合を踏まえて、招集通知の英訳の実施について、継続的に検討いたします。
その他	招集通知を発送前に当社 HP にて閲覧できるように対応いたします。
実施していない	―

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	適時適切な情報開示のために、フェア・ディスクロージャー・ルール対応実務要領を作成しております。HP の公表に関してはその時期を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会は、年１回以上の開催を検討しており、事業概要、業績動向及び成長戦略を説明できる機会を設けることを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けの説明会については、株主構成や投資家ニーズ等を踏まえ、代表者または IR 担当取締役が個別面談等を通じて説明を行う体制を検討しております。また、状況に応じて、当該説明会の開催方法や情報提供の充実を適切に検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開	海外投資家向けの説明会については、海外投資家の保有割合を踏まえて、継続的に検討いたします。	なし

催		
IR 資料をホームページ掲載	決算情報や有価証券報告書、会社説明会資料等の IR 資料について、ホームページ掲載の体制を整備します。英文資料の開示についても、必要に応じて検討いたします。	
IR に関する部署(担当者)の設置	IR に関する部署については、管理部としております。部署名・連絡先（電話番号・ＨＰアドレス）を定義し、投資家からの問い合わせに対応できる体制を整えてまいります。IR 体制の詳細は、当社ウェブサイト等において開示する予定であります。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社従業員が株主、顧客、取引先等の各ステークホルダーの立場を理解し、国内外法令、行動基準及び社内規程を遵守し、社会規範を尊重した節度と良識を持って行動するために「コンプライアンス基本規程」で定めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社の環境保全活動は、製品の研究・開発・製造・販売および廃棄等に際しては常に環境保護の重要性、環境に関する条約・法令等を認識し、これらを遵守することで、地球環境にやさしい事業・取引を積極的に創造し、また優先するように心がけております。当社の商品・サービスが自然生態系を含め地球環境に与える影響を事前に検証し、地球環境に重大な負荷を与える恐れがある場合は、当該取引を中止し、または負荷の緩和に必要かつ十分な対策を講じております。また、製品のライフサイクル全般を通して廃棄物の発生の抑制に努めており、日々の職務において、資源の浪費の監視・防止に努めるとともに、資源ゴミの分別回収、古紙の再利用などリサイクル活動を推進します。環境意識の向上を図り、リサイクル製品の購入やペーパーレスを図ることによる紙資源の節約といった環境保護活動に積極的に参加しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係を構築しながら経営の透明性確保を重視し、適時・適切な情報提供に努めています。ディスクロージャーポリシーや情報開示体制の整備を進めるとともに、ウェブサイト等を通じて決算情報や適時開示資料を分かりやすく提供できる体制を構築していきます。また、個人投資家向け・機関投資家向けの説明会の開催や、IR 体制の強化についても、状況やニーズを踏まえ適切に検討し、情報提供体制の充実に取り組んでまいります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法等に基づき、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の効率化等、業務の適正を確保するための内部統制システム構築を目的として、「業務の適正を確保するための体制の基本方針」を制定しております。

(1)当社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすために、当社が定める経営理念およびコンプライアンスに関する規程を定める。取締役および使用人はそれに則り、誠実に職務を遂行しなければならない。

② チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を置くとともに、リスクコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進と充実を図る。

③ コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス行動基準マニュアル」を制定し、それぞれの立場でコンプライアンスに対する知識・理解を深めるよう、啓発及び教育を通じて指導する。

④ コンプライアンス体制の構築および運用状況、また、財務報告の信頼性を確保するために内部統制委員会を設置し、それぞれの監査を通じて、内部統制の運用状況の評価および報告を行う。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 当社の取締役の職務の執行および重要な意思決定に係る情報については、「文書印章管理規程」および「文書の保管および保存に関する要領」に基づき、保存媒体に応じて適切に保存および管理し、取締役および監査役が必要に応じて閲覧可能な体制を整える。

② 情報管理規程等の情報に関する規程に基づき、情報資産の適切な安全対策を実施するとともに、法令や社会的要請に対応し、コンプライアンス関連規程と併せ、法令違反等の未然防止に資するべく社会的責任を果たす。

(3)当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社の損失発生の予防および発生時の適切な対応を確保し損失の最小化を図ることを目的として、「危機管理規程」を制定し運用する。

② リスクコンプライアンス委員会においてリスクを総体的に捉え統合的なリスク管理を行ってリスク管理体制を確立する。

③ 災害、事故、その他重大なリスクに対する緊急対応体制については、総務担当部署が初期対応を行い、必要に応じて危機対策委員会を設置して迅速に危機対策を行う。

(4)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を取締役会規程に基づき原則として毎月１回以上開催する。
② 職務権限、社内の意思決定については、「稟議規程」、「権限規程」、「職務分掌規程」等の社内規程に基づき、適正かつ効率的に職務が執行される体制を整える。
③ 執行役員制度を採用することで権限と責任を明確にし、取締役会の迅速な意思決定を図るとともに、業務遂行の効率性と有効性を向上させる。
④ 中期経営計画および単年度予算を定め、業績目標を明確にする。

(5)当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
① 当社および子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、企業倫理、法令遵守を指導することで、公正かつ適正な業務運営の実現を図る。
② 当社は子会社の経営に責任と権限を持ち、子会社の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」を定め、当社の承認および報告を求めるとともに、営業成績および財政状況については定期的な報告を受け、子会社の業務の適正性を確認する。
③ 当社の内部統制委員会は、当社および子会社の業務の適正性および効率性を監査し、その結果を取締役会および監査役に適宜報告する。

(6)当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
① 当社の監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、監査役の実務が実効的に行われるように使用人を配置する。また、その使用人は監査役が指示した業務については監査役の指揮命令に従う。
② 当該使用人の任命、評価および異動などにおいて、監査役からの事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
③ 当該使用人は、他部署の使用人を兼務することがある。

(7)当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告する体制、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する体制
① 当社内部統制委員会は、監査役に対し、内部監査の状況を定期的に報告する。また、当社リスクコンプライアンス委員会の CCO は、取締役会において監査役に対し、リスクコンプライアンス管理等の状況を定期的に報告する。
② 取締役会、その他重要な会議において、当社の取締役および使用人は監査役に対し、随時担当業務の執行に関する報告を行う。
③ 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議などの重要な会議に出席することができる。
④ 監査役は、稟議書他社内重要書類を自由に閲覧することができる。

⑤ 当社の子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
⑥ 当社の子会社の役職員は、法令他の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。

(8)監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役へ報告を行った当社および当社の子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことをコンプライアンス基本規程に明記し、プライバシーの保護に配慮し適切に運用する。

(9)当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制、監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項
① 当社の取締役および使用人は、当社監査役の職務執行に必要な報告を行う。また、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
② 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、また、取締役および執行役員等各部門の責任者と定期的に意見交換の場を設ける他、会計監査人、顧問税理士、内部統制委員会および子会社監査役等と連携を図る。
③ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、遅滞なく支払う。
④ 監査役は、監査役の職務の執行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を請求することができる。

(10)反社会的勢力を排除するための体制
当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に反社会的勢力の排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たず、不当、不要な要求には一切応じないことをコンプライアンス関連規程に定める。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、当資料の「Ⅳ．内部統制システム等に関する事項　１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況（10）反社会的勢力を排除するための体制」に記載のとおりであります。
なお、反社会的勢力排除規程において、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断するとともに、不正利益供与などの不当請求や不正

取引を拒否し、決して反社会的な取引を行わないことを定めております。役職員一同これを遵守することにより、業務の適切性と安全性の確保に努めております。また「反社会的勢力対応規程」「反社会的勢力排除に関する調査マニュアル」を定め、具体的な対応について、役職員に対して周知徹底しております。問題が発生した場合においても、必要に応じて速やかに警察当局、外部専門機関または顧問弁護士等へ相談し、適切な対応に努めるものとしております。

Ⅴ．その他

１．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

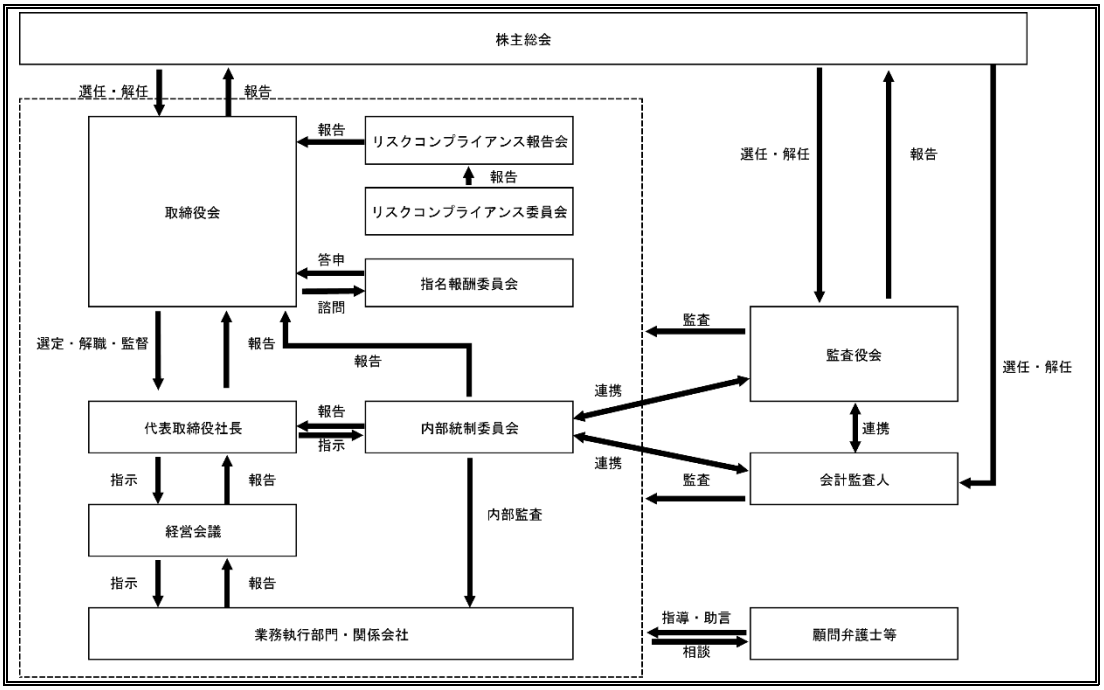
該当項目に関する補足説明

―

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

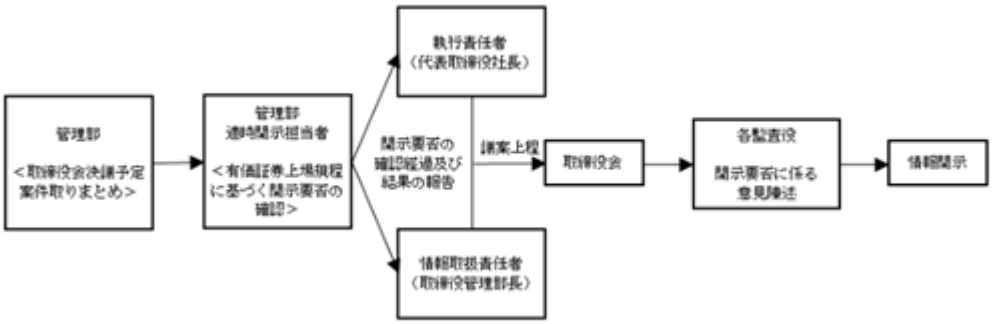
当社のコーポレート・ガバナンス体制図及び適時開示手続きに関するフローの模式図を以下に参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】

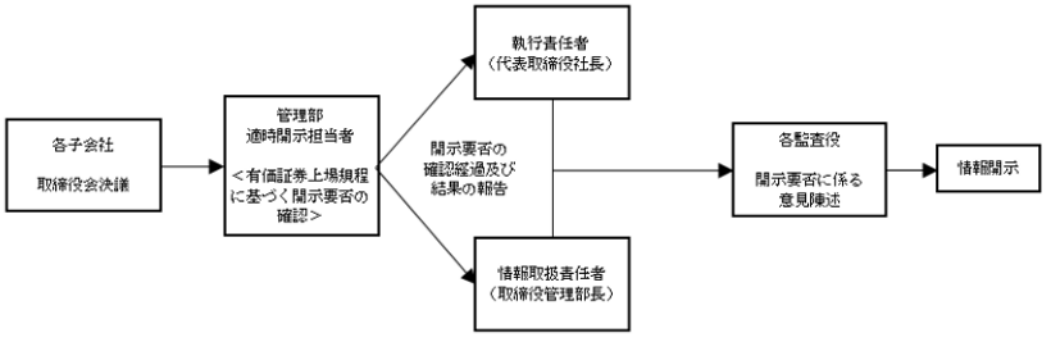


【適時開示体制の概要（模式図）】

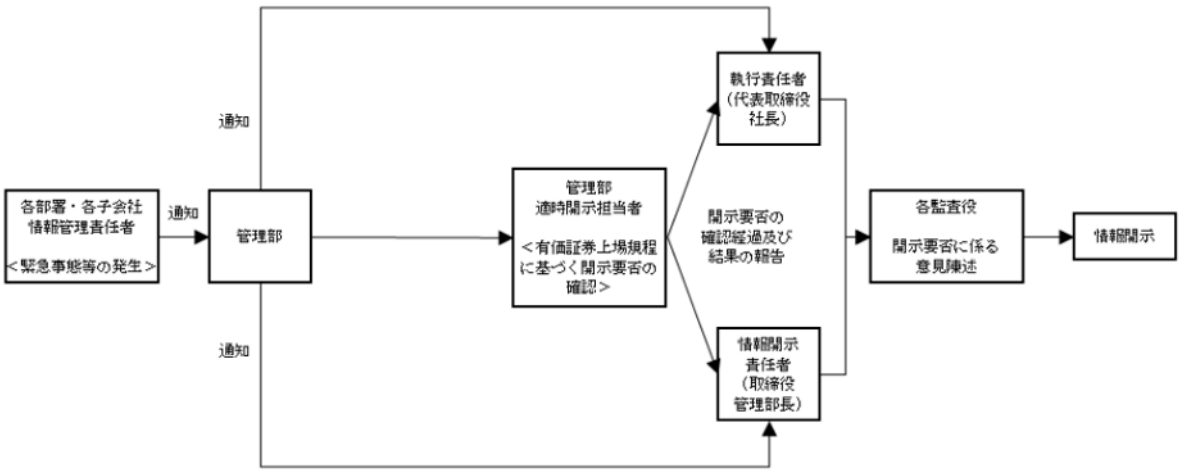
＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜子会社の決定事実に関する情報＞



＜当社グループに係る発生事実に関する情報＞



以上